

いつもお世話になります。

早いもので今年も残すところ1カ月となりました。

年初決めた目標の達成具合はいかがでしょう？これから年末にかけて慌てることのないように、この12月を1日1日大切に過ごしていきたいです。

今月もよろしく願いいたします。



私たちが感銘を受けた

## 先人の言葉

（マクシム・ゴリキー（ロシアの作家））

才能とは、自分の  
自身を、自分の  
力を信じる  
ことだ。

## 毎日が楽しくなる6か条

- 第1条 「好き」「楽しい」を判断基準に加える
- 第2条 できることを増やし、できないことは数えない
- 第3条 自分をじゃんじゃんほめる
- 第4条 失敗を恐れない。  
失敗からアイデアが生まれる
- 第5条 自分と他人を比べない
- 第6条 悩む時間を短縮する

～元気手帳5より～

## 今月のいろいろ「掲示板」

### 【ウイルスに負けません！！】

ある朝、事務所に入ったら見たことのない機器が！それこそが右の写真のオゾン除菌脱臭器です。こちらは、新型コロナやインフルエンザ対策になり換気だけでなく、オゾン発生器での空間除菌も出来、接触頻度の高い箇所のオゾン水除菌・暖房での各種除菌・消臭・洗浄をしてくれます。オゾンガスはゴキブリやネズミ等害虫忌避に効果があるそうです。青木が事務所の安全性を確保していますのでどうぞ皆さまもお立ち寄りください。



# 知っところ！「税務のマメ知識」

## インフルエンザ予防接種と給与課税



新型コロナウイルス感染症との同時感染への懸念から、今年はインフルエンザの予防接種を受ける者が例年に比べ増加しているようです。インフルエンザの予防接種は、治療ではないため保険適用がなく、自治体等から補助される場合を除き、原則、接種費用の全額が自己負担となります（厚労省「令和2年度インフルエンザQ&A（令和2年11月18日時点）」問29）。

業務停滞防止や健康維持等を目的に、会社が従業員等の接種費用の一部又は全額を負担する企業も多いでしょう。この場合の会社負担額は、福利厚生費として処理でき、従業員等には給与課税する必要はありません。

所得税法上、給料・賞与といった金銭の支給以外に、会社が従業員に行う経済的利益の供与も、原則、給与として課税されます。

ただ、社会通念上一般的な範囲内、業務遂行上必要など一定の要件を満たすものは給与課税しないとされており、その一つが従業員の福利厚生のために支出した費用です（[所基通 36-29](#)）。

例えば、会社が負担する人間ドック費用が挙げられる。人間ドックは、法律で実施が義務化されていないものの、義務化されている健康診断と社会通念上一般的に同程度で実施されているものであるため、①著しく高額なものではないこと、②対象を役員など特定の者に限定せず **全社員** とし、希望者が受診できることを満たせば、福利厚生費として給与課税する必要はありません（国税庁 質疑応答事例「人間ドックの費用負担」）。

インフルエンザ予防接種についても、法律上の義務ではないものの、健康診断等と社会通念上一般的に同程度で実施されるべきものとされているため、上記①②を満たせば福利厚生費として処理できるとのことです。

引用；週刊税務通信 3632号

## 事務所あれこれ日記

### 【念願のパンケーキ】

アフタヌーンティーミーティングをしました。ふわっふわでとってもおいしかったです。青木は最近パンケーキが食べたくて仕方なかったようです。そしてついには分厚いパンケーキを自分で作りたいと言っています。乞うご期待ください！（山田）



AOKI LICENSED TAX ACCOUNTANT OFFICE

## 青木厚二郎税理士事務所

〒501-0221

岐阜県瑞穂市只越 1054 番地 2

電話：058-260-4310

FAX：058-260-4311

<http://www.aoki-kaikei.com>

Mail:info@aoki-kaikei.com

